

令和2年4月衆議院静岡県第4区補欠選挙の投票について

令和2年3月25日
在パナマ日本国大使館

現在、当国では新型コロナウイルスの感染者数が増加しており、当国政府から外出禁止令が発表されています。

今後、感染拡大の状況によっては、先に案内した4月15日（水）に当館で予定している在外公館投票に来ていただくことが困難になる状況も十分に生じ得ます。

海外に在住する有権者の皆様の投票方法としては、在外公館投票のほか、以下のとおり郵便等投票が可能です。手続きには一定の時間がかかりますので、あらかじめご検討いただきますようお願いいたします。

なお、郵便等投票のための投票用紙の交付を受けた後でも、郵便等投票から在外公館投票に変更することができます。

在外投票の方法については、以下をご覧ください。

在外公館投票

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote1.html>

郵便等投票・郵便等投票から在外公館投票への変更

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote2.html>

一時帰国時の日本国内における投票

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote3.html>

他の在外公館における投票（実施予定公館については以下のリンクをご参照ください。ただし、新型コロナウイルスの感染状況等によっては同リストに掲載されている公館においても実施が急遽中止になる可能性があります。）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html

（問い合わせ先）

在パナマ日本国大使館

電話：+(507)263-6155

メール：consular@pn.mofa.go.jp